

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における
 県税の課税免除に関する条例及び広島県中山間地域振興条例の一部を改正する条例をこ
 こに公布する。

令和四年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十一号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区
 域における県税の課税免除に関する条例及び広島県中山間地域振興条例の一
 部を改正する条例

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域にお
 ける県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第一条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域に
 おける県税の課税免除に関する条例(令和三年広島県条例第十五号)の一部を次のよう
 に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
 に改正する。

	改正後	改正前
	<p>(用語)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第三条第一項(法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定及び法第四十一条第三項の規定により準用される同条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域</p> <p>三十七 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>(用語)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第三条第一項の規定及び法第四十一条第三項の規定により準用される同条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域</p> <p>三十七 (略)</p> <p>附 則</p>
1	<p>(申請期限等の特例)</p>	<p>1 (申請期限等の特例)</p>
2	<p>市町計画が定められた日(当該計画が変更</p>	<p>2 市町計画が定められた日から三十日を経過</p>

<p>3—9 (略)</p> <p>された場合は変更された日。以下この項において同じ。)から三十日を経過する日以前に、第四条に規定する申請期限又は申告期限を経過した場合においては、同条の規定にかかわらず、これらの期限は市町計画が定められた日から三十日以内とする。</p>	<p>3—9 (略)</p> <p>する日以前に、第四条に規定する申請期限又は申告期限を経過した場合には、同条の規定にかかわらず、これらの期限は市町計画が定められた日から三十日以内とする。</p>
---	--

(広島県中山間地域振興条例の一部改正)
 第二条 広島県中山間地域振興条例(平成二十五年広島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>第二条 (定義) (略)</p> <p>一—三 (略)</p> <p>四 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域(同法第三条第一項(同法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第四十一条第一項及び第四十一条第三項の規定により準用される同条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第二条 (定義) (略)</p> <p>一—三 (略)</p> <p>四 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域(同法第三条第一項、第四十一条第一項及び第四十一条第三項の規定により準用される同条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和四年四月一日から適用する。